

通訳サービス実施報告書(※実施には事前申請が必要です)

※実施後1か月以内に援助申込書・相談票・通訳サービス実施報告書・通訳料の請求書又は領収書を「通訳サービス実施申請書」を提出した法テラス事務所にご提出ください(FAX可)。

日本司法支援センター 御中

		登録番号	
--	--	------	--

当事務所における法律相談援助に伴う通訳サービスの実施について、以下のとおり報告し、併せて所定の通訳料又は待機謝金の相当額を請求します。

報告日	年	月	日
相談実施日(待機日)	年	月	日
フリガナ			
相談者氏名			
使用言語			
通訳人	氏名		
	電話番号		
請求内容	☐ 通訳料相当額 _____ 円 ☐ 待機謝金相当額 _____ 円 ※右のいずれかを選択し、金額を記入してください。 ※通訳人からの領収書(又は請求書)の写しを添付してください。		

*事務所相談における通訳料の上限

1件11,000円、2件以上16,500円(税込み・交通費含む)

*事前に予約していた相談者が来所しなかったため、通訳人が通訳サービスを提供しなかった場合の待機謝金の上限

5,500円(税込み・交通費含む)

*税法上、通訳料は源泉徴収の対象とされています。ただし、給与の支払い者でない個人や常時2人以下の家事使用人のみに対して給与を支払う個人が支払う通訳料は、源泉徴収を行う必要がないとされております。源泉徴収を行う必要があるかにつきましては、税務署等へお問い合わせください。日本司法支援センターから契約弁護士等に送金される通訳料・待機謝金相当額は、源泉徴収の対象となりますので、税務申告の際に適宜調整して申告してください。
